

昭和 56 年以前の建物が危険と言われる理由

昭和 25 年に施行された建築基準法に規定されている建築物の耐震基準は、大きな地震に見舞われるたびに、その耐震基準の見直しを行ってきました。

これらの見直しの中で最も重要なものが昭和 56 年の新耐震基準への法改正です。この法改正により、旧耐震基準の木造住宅に比べおよそ 2 倍もの強度へ増強されているとも言われています。

さらにその後平成 12 年にも耐震性に係る法改正が行われ、それまで設計者や施工者に委ねられていた具体的な仕様が明確に規定され、現在に至っています。

このことから、現行法規に比較するとこれらの年代、とりわけ昭和 56 年以前の建物は、耐震性に問題があることが多いと考えられています。

津波対策よりも、まずは耐震対策

2011 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震で発生した津波の記憶はまだ新しいと思います。

この震災をきっかけに沿岸に近い市町村では、津波被害のハザードマップを作成する等の津波に対する関心が高まりました。

津波に対する意識が向上したことは重要ですが、津波が到達するまでのわずかな時間に、安全かつ迅速に避難するためには、倒れてきた家具や倒壊した建物に押し潰されたり、挟まれたりしない事がポイントになります。そのためには様々な耐震対策が必要なのです。建物については、耐震診断で自宅の弱点を把握し、耐震補強工事にてできる限りの対策を施します。

室内は転倒の可能性のある家具を中心に転倒防止の対策を施します。

このように津波の驚異から身を守るためには、まず逃げる事が可能な状態を維持する事が大事なのです。

耐震基準の主な変遷

旧耐震基準

昭和 56 年以前

- ・ 耐力壁の量が不足
- ・ 耐力壁の配置バランスが悪い
- ・ 柱と土台等の接合部が弱い
- ・ 基礎に鉄筋が入っていない

このような可能性が極めて高いと考えられます。

昭和 56 年施行 (1981 年)

- ・ 耐力壁の量や倍率の見直し
- ・ 耐力壁の種類追加

耐力壁の仕様や量が現行基準へと強化されましたが、接合部仕様や基礎構造、耐力壁の配置バランスが不明確。

平成 12 年施行 (2000 年)

- ・ 基礎構造の規定追加
- ・ 接合部仕様規定の明確化
- ・ 耐力壁の配置バランス計算

阪神・淡路大震災を期に更なる耐震性の強化が施され、現在の耐震基準に至っています。

平成 21 年施行 (2009 年)

- ・ 長期優良住宅法施行

建築基準法の耐震基準を上回る耐震性を持った木造住宅が増えてきました。

さて今後の耐震基準は？

新耐震基準